

○△□水道水質検査計画（例）
（水道法施行規則第 15 条第 6 項に基づく）

1. 基本方針

（1）水質検査は浄水及び原水について行う。

（2）検査項目

浄水については、水道法で検査が義務付けられている水質基準項目等とする。原水については、地下水（深井戸）を水源とし、水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から原水の水質が大きく変わるおそれは少ないが、水源及び周辺の地域においては基準値を超えるテトラクロロエチレンが検出されていることから、一般細菌、大腸菌及びテトラクロロエチレンを検査項目とする。また、「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針（平成 19 年 3 月 30 日付け健水発第 0330005 号通知の別添）」に基づき、クリプトスポリジウム等の指標菌である大腸菌及び嫌気性芽胞菌の検査を、3 か月に 1 回実施する。

（3）浄水の検査頻度

- ① 1 日 1 回、色、濁り、消毒の残留効果に関する検査を行う。
- ② 毎月 1 回、一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物、pH 値、味、臭気、色度、濁度の検査を行う。
- ③ その他の項目は年 4 回の検査を原則とするが、検査の省略或いは検査回数の減が可能な項目については次のとおりとする。

＜検査の省略が可能な項目＞

過去の検査結果の最大値が基準値の 2 分の 1 を超えたことがなく、かつ、原水、水源、水源の周辺の状況（近傍の地域における地下水の状況を含む。）、薬品等の使用状況並びに資材及び設備の使用状況を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる項目については、3 年に 1 回の検査を行う。

＜検査回数の減が可能な項目＞

検査の省略ができない項目について、水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合であって、過去 3 年間における検査結果の最大値が基準値の 5 分の 1 以下である項目については 1 年に 1 回、基準値の 10 分の 1 以下である項目については 3 年に 1 回の検査を行う。

2. 水道施設の概要

- (1) 給水区域 ○△□（給水人口×××人）
- (2) 水源の種別 深井戸
- (3) 給水量 最大 200m³/日 平均 170m³/日
- (4) 主要な浄水方法 活性炭処理（テトラクロロエチレンの除去）
次亜塩素酸ナトリウム消毒

3. 定期の水質検査の項目及び検査頻度

(1) 浄水の水質検査

- ① 採水場所 1ヶ所（○△□ ×××給水栓）
- ② 水質基準項目の検査

検査項目、検査回数、検査回数減の理由、検査省略項目及びその理由は別添「浄水の定期水質検査項目と頻度（水質基準項目）の例」のとおり

(2) 原水の水質検査

原水の水質検査は、年1回、水質が最も悪化していると考えられる時期に実施する。

4. 臨時の水質検査について

以下の場合には、一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物、pH値、味、臭気、色度、濁度その他必要な項目について、臨時の水質検査を行う。

- ① 水源の水質が著しく悪化したとき
- ② 水源に異常があったとき
- ③ 水源付近、給水区域及びその周辺等において消化器系感染症が流行しているとき
- ④ 浄水過程に異常があったとき
- ⑤ 配水管の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき
- ⑥ その他特に必要があると認められるとき

5. 水質検査の方法について

1日1回行う検査項目の検査については、定期の水質検査の採水場所において、担当者を決めて行い、記録するものとする。

水質基準項目の検査については、水道法第20条第3項に規定する厚生労働大臣の登録を受けた次の水質検査機関に委託する。

名称：(株)○○

所在地：○○県△△市□□町1丁目1番1号

連絡先：〇―△―□

6. 水質検査計画の評価及び見直し

水質検査結果については水道技術管理者の意見を聴いて定期的に評価を行い、必要と思われる事項について次年度の水質検査計画の策定に反映させるものとする。

7. 公表

水質検査結果及び水質検査計画については、年次総会において組合員に公表するものとする。

8. 関係者との連携

水質事故が発生した場合には、諫早市環境政策課、県央保健所等の関係機関に連絡し、必要な対応をとるものとする。